

# 文教委員会請願・陳情説明資料

令和4年9月29日

件名	頁
(学校運営部)	
1 受理番号10 公立小中学校の給食費無償化を求める陳情・・・・・・・・	2
(子ども家庭部)	
2 受理番号11 中途養育者に関わる支援を求める請願・・・・・・・・	5

( 教 育 委 員 会 )

件名	受理番号10 公立小中学校の給食費無償化を求める陳情																																																														
所管部課名	学校運営部学務課																																																														
陳情の要旨	公立小中学校に通うすべての子どもの給食費を全額無償化（公費負担）にしてください。																																																														
陳情者等	請願文書表のとおり																																																														
内容及び経過	<p><b>1 学校給食費が保護者負担である根拠</b></p> <p>学校給食法第11条第2項 (経費の負担)</p> <p>第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。</p> <p><b>2 令和4年度学校給食費について</b></p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th colspan="2">保護者負担</th> <th colspan="3">1食あたり</th> </tr> <tr> <th>【年額】</th> <th>【月額】</th> <th>単価 A=B+C</th> <th>保護者負担 B</th> <th>公費負担 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>41,690円</td> <td>3,790円</td> <td rowspan="2">247円</td> <td rowspan="2">222円</td> <td rowspan="6">25円 (内5円は 時限措置)</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>42,900円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td rowspan="2">46,310円</td> <td rowspan="2">4,210円</td> <td rowspan="2">265円</td> <td rowspan="2">240円</td> </tr> <tr> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td rowspan="2">48,620円</td> <td rowspan="2">4,420円</td> <td rowspan="2">281円</td> <td rowspan="2">256円</td> </tr> <tr> <td>6年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th colspan="2">保護者負担</th> <th colspan="3">1食あたり</th> </tr> <tr> <th>【年額】</th> <th>【月額】</th> <th>単価 A=B+C</th> <th>保護者負担 B</th> <th>公費負担 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td rowspan="2">55,440円</td> <td rowspan="2">5,040円</td> <td rowspan="2">334円</td> <td rowspan="2">303円</td> <td rowspan="4">31円 (内5円は 時限措置)</td> </tr> <tr> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>54,890円</td> <td>4,990円</td> <td rowspan="2">348円</td> <td rowspan="2">317円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>61,490円</td> <td>5,590円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 年額＝月額×11か月</p>					学年	保護者負担		1食あたり			【年額】	【月額】	単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C	1年	41,690円	3,790円	247円	222円	25円 (内5円は 時限措置)	2年	42,900円	3,900円	3年	46,310円	4,210円	265円	240円	4年	5年	48,620円	4,420円	281円	256円	6年	学年	保護者負担		1食あたり			【年額】	【月額】	単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C	1年	55,440円	5,040円	334円	303円	31円 (内5円は 時限措置)	2年	3年	54,890円	4,990円	348円	317円	夜間	61,490円	5,590円
学年	保護者負担		1食あたり																																																												
	【年額】	【月額】	単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C																																																										
1年	41,690円	3,790円	247円	222円	25円 (内5円は 時限措置)																																																										
2年	42,900円	3,900円																																																													
3年	46,310円	4,210円	265円	240円																																																											
4年																																																															
5年	48,620円	4,420円	281円	256円																																																											
6年																																																															
学年	保護者負担		1食あたり																																																												
	【年額】	【月額】	単価 A=B+C	保護者負担 B	公費負担 C																																																										
1年	55,440円	5,040円	334円	303円	31円 (内5円は 時限措置)																																																										
2年																																																															
3年	54,890円	4,990円	348円	317円																																																											
夜間	61,490円	5,590円																																																													

### 3 全額無償化した際の年間経費の見込み額

		児童・生徒数	学校給食費（単位：千円）
無償化した際の年間経費	小学校	約30,300人	約1,552,275千円
	中学校	約13,800人	約854,160千円
	夜間学級	約70人	約4,727千円
	<b>【合計】ア</b>		<b>約2,411,162千円</b>
うち、既存の公費負担（いずれも小・中の合算額）			
①	生活保護（R4年6月1日現在人数で試算）		約56,784千円
②	就学援助（R3就学援助率で試算）		約618,456千円
③	学校給食費の一部補助（R3決算額）		約227,998千円
④	多子世帯への学校給食費補助（R3決算額）		約59,407千円
⑤	食材費高騰に伴う 学校給食費への支援（R4年6月補正予算額）		23,901千円
<b>【既存公費負担額の合計】イ</b>			<b>約986,546千円</b>
<b>無償化した際の 公費負担の増額分（ア-イ）</b>			<b>約1,424,616千円</b>

【参考】（令和4年5月1日現在の児童・生徒数）

- ・ 小学校（児童） 30,276人
- ・ 中学校（生徒） 13,719人
- ・ 夜間学級 31人

### 4 学校給食費の公費負担に関する現在の状況

#### （1）学校給食費の一部補助（令和4年度現在）

<対象> 児童・生徒全員

<内容> 1食あたり小学校で25円、中学校で31円

<備考> 長引くコロナ禍を踏まえ、令和2年度学校給食費改定時に当初予定していた保護者負担増額分の5円について、令和2年度からの時限措置で公費負担

#### （2）多子世帯への学校給食費補助（令和3年度より実施）

<対象> 足立区立小・中学校に3人以上通う多子世帯

<内容> 第2子を半額、第3子以降を全額補助（項番2参照）

	<p><b>(3) 食材費高騰に伴う学校給食費への支援（令和4年度現在）</b></p> <p>＜対象＞児童・生徒全員</p> <p>＜内容＞令和3年度と比較して大きく高騰した「揚げ物用の油」と「小麦製品（パン・麺）」に対する高騰分の相当額を支援</p> <p>＜備考＞今後も食材費高騰の状況を注視していく。</p> <p><b>5 23区内での学校給食費無償化の現状</b></p> <p>現時点において、無償化を実施している区はない。</p> <p>なお、葛飾区が令和5年4月からの区立小・中学校の給食費無償化に向けて準備していくとの発表があった。</p>
<p>問題点等</p>	

件名	受理番号 11 中途養育者に関わる支援を求める請願																							
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課																							
請願の要旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>足立区にはなんらかの理由で実親からの養育を受ける事が叶わず、子連れ再婚家庭（ステップファミリー）や親族による養育、また社会的養護による養育家庭（里親）など、途中から養育者が交替している子どもが少なくありませんが、その存在は殆ど話題に上らず、中途より児童の代替養育に携わる者に対しては何の支援もないのが実情です。養育者が交替する事によって「子どもの成長に差が生じる可能性」が見過ごされているとしたら、子どもの権利からみても大きな社会的不平等であり、これを是正しなくてははいけないと私たちは考えています。</p> <p>我々は子どもの福祉と保護を確保し、養育の適切な条件が満たされるために、中途養育者に関わる以下の支援を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中途養育者専用の相談窓口の設置</li> <li>2. 中途養育に特化した研修や学習の機会の確保</li> <li>3. 学校や行政等に中途養育者の理解を深める活動</li> <li>4. 中途養育者に関わる地域の理解を深める活動</li> <li>5. 子育て給付などの経済的サポートの確立</li> </ol>																							
請願者等	請願文書表のとおり																							
紹介議員	長谷川たかこ 議員																							
内容及び経過	<p><b>1 東京都内における里親委託について</b></p> <p>(1) 都内の里親委託件数の状況（令和2年度末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">養育家庭 (養子縁組を目的とせずに一定期間児童を養育する制度)</td> <td>里親数</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>児童数</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門養育家庭 (障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度)</td> <td>里親数</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>児童数</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">養子縁組里親 (養子縁組を目的として養育する制度)</td> <td>里親数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>児童数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">親族里親 (保護者が行方不明等の状態にあり、児童の親族が養育する制度)</td> <td>里親数</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>児童数</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 令和3年版東京都児童相談所事業概要</p>	区 分		人 数	養育家庭 (養子縁組を目的とせずに一定期間児童を養育する制度)	里親数	341	児童数	405	専門養育家庭 (障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度)	里親数	5	児童数	5	養子縁組里親 (養子縁組を目的として養育する制度)	里親数	62	児童数	61	親族里親 (保護者が行方不明等の状態にあり、児童の親族が養育する制度)	里親数	13	児童数	16
区 分		人 数																						
養育家庭 (養子縁組を目的とせずに一定期間児童を養育する制度)	里親数	341																						
	児童数	405																						
専門養育家庭 (障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度)	里親数	5																						
	児童数	5																						
養子縁組里親 (養子縁組を目的として養育する制度)	里親数	62																						
	児童数	61																						
親族里親 (保護者が行方不明等の状態にあり、児童の親族が養育する制度)	里親数	13																						
	児童数	16																						

(2) 委託先里親への支援

担当する児童相談所児童福祉司及び養育家庭専門員が訪問などにより相談支援を行っている。

## 2 ステップファミリーについて

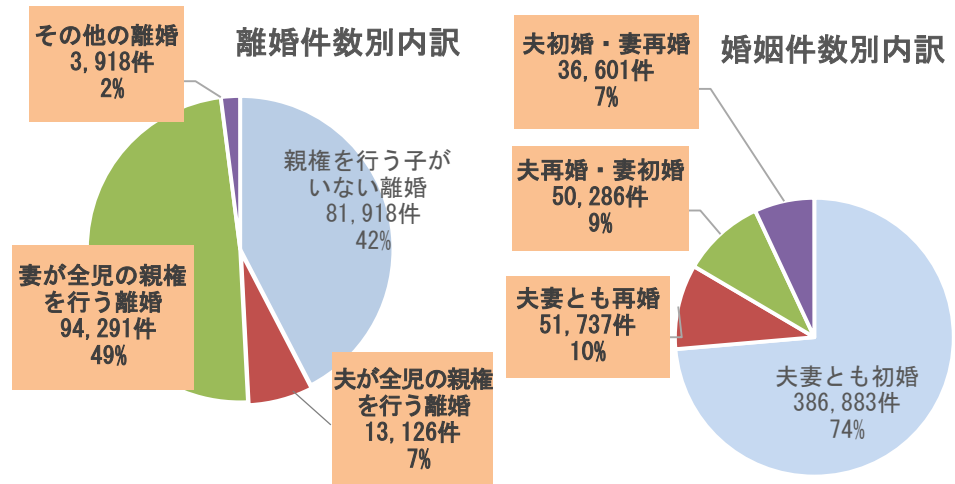
(1) ステップファミリーとは

- ・ 子どもと一緒に結婚や同居してできた新しい家族、家庭のこと（京都府発行「あした天気になあれ！こどもと一緒に新しい家庭をつくる人々の幸せのために」より）
- ・ 夫婦の一方あるいは双方が、子どもを連れて再婚したときに誕生する家族のこと（東大阪市ホームページより）

(2) ステップファミリーについての実態

ステップファミリーについて統計的には把握されていないが、「離婚件数のうち6割弱が親権を行う子どもがいる離婚であること」「婚姻のうち約4分の1が再婚であること」などからステップファミリーについては一定割合で存在していると考えられる。

(参考) 令和2年度人口動態統計数値



(3) 足立区におけるステップファミリーからの相談対応

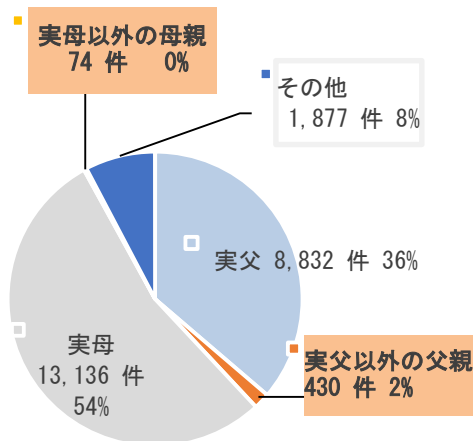
実父母以外の父母からの子育てに関する相談は、こども家庭支援課における「子育てに関する相談」のなかで応じており、主訴に応じて関係機関につなぐなど対応している。

(4) 実父母以外の父母による児童虐待相談の状況

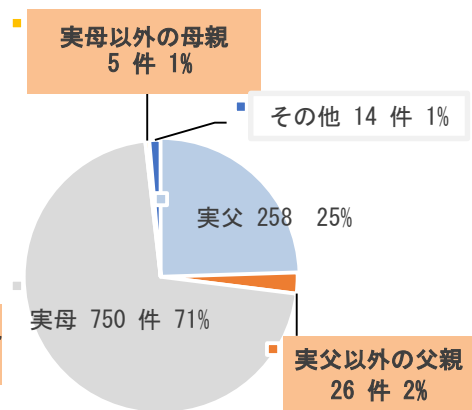
令和2年度の都内区市町村が受けた児童虐待相談のうち、実父母以外の父母が虐待者と考えられる件数は全体の2.1%（足立区では2.9%）の状況にある。

(参考) 児童虐待相談の主たる虐待者別内訳 (令和2年度)

都内児童虐待相談件数  
(24,349件)の内訳



足立区児童虐待相談件数  
(1,053件)の内訳



問題点等